

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

# office TOKEN TOKEN 通信

2022/No.3

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . [tanabe@office-token-sr.com](mailto:tanabe@office-token-sr.com)



## ① 雇用調整助成金の特例措置が終了します

雇用調整助成金の支給上限額引上げや助成率引上げ、提出書類の簡素化等の特例措置が、有効求人倍率の回復等を理由に終了し、令和4年12月以降、通常制度による支給となります。そのため、**1日あたり支給上限額は一律8,355円**となります。

### ◆特に業績が厳しい事業主に対する経過措置が設けられます

**特に業績が厳しい事業主(※生産指標が、直近3ヶ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主)**については、**令和5年1月まで1日あたりの支給上限額を9,000円**とする経過措置が設けられます。

助成率も、令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合は9/10(大企業は2/3)となります。

また、事務手続きについては原則どおりの扱いとなりますが、クーリング期間制度(※一つの対象期間満了後1年以上の空白期間を設けること)が適用されずに再度の申請ができたり、申請書類が簡素化されたりする等の措置が、令和4年12月から令和5年3月の間、講じられます。

### ◆令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金を申請する場合の要件緩和

これまで新型コロナ特例を利用せず、令和4年12月以降新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行うため、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります。

その場合でも、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、支給要件が一部緩和されます。

具体的には、計画届の提出が不要とされたり、休業や教育訓練の延べ日数から時間外労働の日数を差し引く残業相殺が行われなかったりするほか、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象となります。

### ※令和4年12月以降の雇用調整助成金リーフレット

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置について

令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金を申請する事業主のみなさまへ

## ② 月60時間を超える時間外労働の割増率が引き上げられます

令和5年4月1日より中小企業(大企業については既に適用)の**月60時間超の時間外労働に対する割増率が50%**になります。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

◆深夜労働・休日労働の取扱い

月60時間を超える時間外労働を深夜の時間帯(22:00～翌5:00)に行わせる場合「**深夜割増率25%+時間外割増率50%=75%**」となります。

尚、月60時間の時間外労働の算定には**法定休日に行った労働時間は含まれません**が、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。(※法定休日労働の割増率は35%になります。)

具体的には…

1ヶ月の起算日から時間労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません

(例) ・1ヶ月の起算日は毎月1日

- ・法定休日は日曜日
- ・時間外労働の割増率は「60時間以下-25%」、「60時間超え-50%」
- ・カレンダーの中の数字は「日曜日-労働時間」、「月曜日から土曜日-時間外労働時間」

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16	17	18 3時間	19 3時間	20 5時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 2時間	26 2時間	27
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑  
法定休日労働

↑  
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ・時間外労働(60時間以下) カレンダー白 = 25%
  - ・時間外労働(60時間超え) カレンダー緑 = 50%
  - ・法定休日労働 カレンダー赤 = 35%
- 深夜労働にはそれぞれ25%上乗せされます

◆代替休暇で対応することもできます

1ヶ月60時間を超える時間外労働については割増率を引き上げた分(25%⇒50%)の支払いに代えて労使協定の締結により有給の休暇を与えることも可能です。

例えば、上記のカレンダーでは60時間を超える時間が10時間ありますので…

「**10時間×0.25=2.5時間**」の有給を与えることにより60時間を超えた10時間に対して25%の上乗せは不要となります。ただし代替休暇での対応は**上乗せ部分(25%⇒50%に上がったことによる25%分)の支払いに代える**ことなので時間外労働70時間に対して25%の割増しは必要になります。

※代替休暇リーフレット

[https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/091214-1\\_03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/091214-1_03.pdf)



今年も1年大変お世話になりました。

来年もいろいろとお世話になることと存じますが、よろしく願い申し上げます。

どうぞよいお年をお迎えください…



特定社会保険労務士  
行政書士

田邊 武範